

申請についての注意事項

記入例

市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
(申請先) 令和△年5月1日提出
堺市長

特別徴収義務者	所在地又は住所	堺市堺区南瓦町3-1									
	名称又は氏名	○×商事 株式会社									
	代表者の職氏名	代表取締役 特徴 太郎									
	法人番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
連絡先	特別徴収義務者指定番号	7	●	●	●	●	●	●	●	●	
	担当者氏名	人事労務課 堺 花子									
	電話番号	- △△△ - △△△△									

地方税法第321条の5の2第1項及び第328条の5第3項の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けたいので申請します。

特例の適用を受けようとする税額等	令和△年 6月分以降の納期に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額				
最近において市税の納付又は納入の遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細	申請日前6か月間の月別給与の支払い状況				
		常時給与の支払を受けている者の数及びその給与金額	臨時に雇用している者及びその給与金額	特例の適用は、審査の結果、堺市から送付する「市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例承認通知書」に記載されている月からになります	
	▲ 年 11 月分	8 人 1,600,000 円	0 人		
	▲ 年 12 月分	8 人 1,600,000 円	0 人		
	△ 年 1 月分	8 人 1,600,000 円	0 人		
	△ 年 2 月分	8 人 1,600,000 円	0 人	0 円	
	△ 年 3 月分	8 人 1,600,000 円	1 人	100,000 円	
△ 年 4 月分	8 人 1,600,000 円	1 人	100,000 円		
申請日前1年以内の納期の特例承認の取消しの有無及び取消年月日	有 (年 月 日取消) ・ 無				
備考					

(注) 1. 申請書の書き方については裏面をご覧ください。
2. 常時10人未満でなくなった場合には遅滞なくその旨を届け出てください。

◆市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1)この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与所得の支払いを受ける人数(従業員の総数)が常時10人未満である特別徴収義務者です。
(注)「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- (2)(1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、堺市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3)この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与所得及び退職所得について特別徴収した市民税・府民税・森林環境税額は、それぞれ次に掲げる納期限までに納入することになります。
- | 給与の支給期間 | 退職手当等の支給期間 | 納期限 |
|---------------|---------------|----------|
| 6月から11月までの支給分 | 6月から11月までの支給分 | 12月10日まで |
| 12月から5月までの支給分 | 12月から5月までの支給分 | 6月10日まで |
- (4)最近において市税の納付又は納入の遅延がある場合においては、この特例の承認を受けられないことがあります。またこの承認を受けましても市税を滞納しますとこの特例の承認を取り消されることがあります。
- (5)承認した月から納期の特例が適用になります。

給与の支給期間	退職手当等の支給期間	納期限
6月から11月までの支給分	6月から11月までの支給分	12月10日まで
12月から5月までの支給分	12月から5月までの支給分	6月10日まで